

障害児通所支援に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

平成24年4月施行の改正児童福祉法等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。これにより、身近な地域で障害児支援が受けられるようになったものの、昨今の状況の変化（発達障害の認知の広がりや女性の就労率の増加等）などに伴い、利用者数の増加とともに利用者像も変化しており、障害児通所支援の現状は、こうした変化に十分対応しているのか、また、多様な主体の参入等もあいまって、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題となっていた。

こうした現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年10月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を踏まえた社会保障審議会障害者部会の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」（令和3年12月16日）を受け、今般児童福祉法改正を行ったが、同改正法の施行及びその他必要な事項について具体的に検討を行うために「障害児通所支援に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 障害児通所支援に関する事項について
- (2) その他

3. 構成等

- (1) 本検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、障害児通所支援等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に、座長及び座長代理を置く。
- (4) 本検討会の座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。
- (6) その他、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (2) 本検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

障害児通所支援に関する検討会 構成員名簿

有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
稻田 尚子	帝京大学文学部 准教授
井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 教授
内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
小川 陽	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長
小野 善郎	和歌山県精神保健福祉センター 所長
加藤 正仁	一般社団法人全国児童発達支援協議会 会長
北川 聰子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 副会長
木村 真人	一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会 事務局長
小船 伊純	白岡市健康福祉部保育課 課長
田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 理事・障害福祉事業部会部会長
福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
又村 あおい	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事

(五十音順、敬称略)